

見附市選挙管理委員会告示第33号

令和8年5月31日執行の新潟県知事選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項、第4項又は第5項の規定により開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第62条第6項の規定により告示する。

令和8年5月13日

見附市選挙管理委員会
委員長 佐野 眞砂子

- 1 場 所 見附市役所4階 大会議室
- 2 日 時 令和8年5月28日 午後5時30分